

平成20年6月4日

平成20年第2回岬町議会定例会

第2日会議録

平成20年第2回(6月)岬町議会定例会第2日会議録

平成20年6月4日(水)午前10時00分開議

場 所 岬町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 川 端 啓 子	2番 鍛 治 末 雄	3番 中 原 晶
5番 和 田 勝 弘	6番 出 口 實	7番 奥 野 学
8番 谷 本 貢	9番 反 保 多喜男	10番 岡 本 重 樹
11番 辻 下 文 信	12番 辻 下 正 純	13番 田 代 堯
14番 小 川 日出夫	15番 竹 内 邦 博	

欠席議員 な し

傍 聴 5 名

地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 石 田 正 弘	教 育 長 田 中 繁 樹
総 務 部 長 中 口 守 可	総 務 部 理 事 時 岡 貢
企 画 部 長 笠 間 光 弘	企 画 部 理 事 竹 本 靖 典
住 民 部 長 白 井 保 二	福 祉 部 長 芦 田 貴 志 雄
事 業 部 長 松 永 英 三	上 下 水 道 部 長 末 原 光 喜
会 計 管 理 者 兼 理 事 瀧 原 義 仁	教 育 部 長 岡 田 耕 治
総 務 部 副 理 事 兼 総 務 法 制 課 長 南 康 明	総 務 部 危 機 管 理 課 長 亀 崎 義 夫
総 務 部 行 財 政 改 革 課 長 四 至 本 直 秀	企 画 部 人 事 推 進 課 長 谷 下 泰 久
住 民 部 副 理 事 兼 税 務 課 長 入 口 博 行	住 民 部 保 険 年 金 課 長 古 橋 重 和

住民部住民生活課長 谷 下 芳 文

上下水道部水道課長 吉 田 一 人

上下水道部
下水道課長 木 下 研 一

本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 辻 下 一 博

議会事務局課長代理
兼 議 会 係 長 竹 下 雅 樹

議事日程

- | | | |
|------|--------|--|
| 日程 1 | 議案第44号 | 専決処分の承認を求める件
(平成20年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1次)) |
| 日程 2 | 議案第45号 | 専決処分の承認を求める件
(平成20年度岬町老人保健特別会計補正予算(第1次)) |
| 日程 3 | 議案第46号 | 平成20年度岬町一般会計補正予算(第1次)の件 |
| 日程 4 | 議案第47号 | 平成20年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2次)の件 |
| 日程 5 | 議案第48号 | 平成20年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)の件 |
| 日程 6 | 議案第49号 | 平成20年度岬町淡輪財産区特別会計補正予算(第1次)の件 |
| 日程 7 | 議案第50号 | 平成20年度岬町水道事業会計補正予算(第1次)の件 |
| 日程 8 | 議案第51号 | 新たに生じた土地の確認の件 |
| 日程 9 | 議案第52号 | 町の区域の変更の件 |
| 日程10 | 議案第53号 | 動産買入れ契約締結の件(CD-型消防ポンプ自動車の買入れ) |
| 日程11 | 議案第54号 | 工事請負契約中変更の件((仮称)小島浄化センター新築工事) |
| 日程12 | 議案第55号 | 岬町立集会所条例の一部を改正する件 |
| 日程13 | 議案第56号 | 岬町税条例の一部を改正する件 |
| 日程14 | 議案第57号 | 岬町手数料条例の一部を改正する件 |
| 日程15 | 議案第58号 | 岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する件 |
| 日程16 | 議案第59号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件 |
| 日程17 | 諮問第1号 | 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件 |

- 日程18 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件
- 日程19 報告第1号 平成19年度岬町漁業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書
報告の件

(午前10時00分 開議)

谷本 貢議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成20年第2回岬町議会定例会2日目を開会します。

ただいまの時刻は午前10時です。

本日の出席議員は14名です。

出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

谷本 貢議長 日程1、議案第44号「専決処分の承認を求める件(平成20年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1次))」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。企画部長、笠間光弘君。

笠間企画部長 日程1、議案第44号、専決処分の承認を求める件(平成20年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1次))につきまして、ご説明いたします。

平成19年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算(見込)におきまして、生じた歳入不足額を平成20年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入により補てんするため、前年度繰上充用金に係る補正予算を調製し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成20年5月30日付で専決処分させていただいたものでございます。

議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ84万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,165万2,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の概要につきましてご説明いたします。2ページを参照願います。なお、詳細につきましては3ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

歳入につきましては、諸収入として貸付元利収入に、歳出におきましては、前年度繰上充用金にそれぞれ84万6,000円を計上いたしております。

以上が補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。和田勝弘君。

和田勝弘議員 繰上充用金ですけど、これについて、なぜこういうふうになったのか、理由だけちょっと聞かせてほしいんですけど。

谷本 貢議長 企画部長、笠間光弘君。

笠間企画部長 お答えいたします。

今説明させていただきましたように、平成19年度の歳入不足額が、84万6,000円生じましたので、歳入を補てんするために繰上充用金が必要ということになりましたので、議会の議決を経る必要があるようになりましたので、よろしくをお願いします。

谷本 貢議長 和田勝弘君。

和田勝弘議員 今の説明は、さきに聞かせてもうたとおりで、わかってますんですけど。なぜ84万6,000円が不足になったという理由をお教えいただきたい。

谷本 貢議長 企画部長、笠間光弘君。

笠間企画部長 先ほどもご説明させていただきましたけれども、不足が生じるということは、返済額との差が84万6,000円出ておりまして、このたび特定財源により埋めるものでございます。

谷本 貢議長 和田勝弘君。

和田勝弘議員 いいですわ。また聞きに行きます。

谷本 貢議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより議案第44号「専決処分の承認を求める件(平成20年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1次))」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致であります。よって、議案第44号は、原案のとおり承認することに決定しました。

谷本 貢議長 日程2、議案第45号「専決処分の承認を求める件（平成20年度岬町老人保健特別会計補正予算（第1次）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。住民部長、白井保二君。

白井住民部長 日程2、議案第45号、専決処分の承認を求める件（平成20年度岬町老人保健特別会計補正予算（第1次）」につきまして、ご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分理由について、ご説明いたします。議案書の裏面をごらんください。

平成19年度岬町老人保健特別会計決算（見込）において、生じた歳入不足額を平成20年度岬町老人保健特別会計歳入により補てんするため、前年度繰上充用金に係る補正予算を調製し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、5月30日付をもって専決処分したものでございます。

補正予算の内容につきましてご説明させていただきます。予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,001万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億892万9,000円とするものでございます。

歳入予算の概要につきましてご説明いたします。予算書の2ページを、詳細につきましては4ページをあわせてご参照願います。

支払基金交付金といたしまして、1,661万7,000円を増額補正するものであります。これは平成19年度の老人医療費の精算により老人保健交付金に不足額があり、これに係る翌年度の精算交付金が交付されることに伴う補正でございます。

次に、国庫支出金、国庫負担金として、2,340万円を増額補正するものでございます。これにつきましても、平成19年度老人医療費の精算により、老人医療費給付費国庫負担金に不足額があり、これに係る翌年度の精算交付金が交付されることに伴う補正であります。

続きまして、歳出予算の概要についてご説明いたします。予算書の2ページを、詳細につきましては5ページをご参照願います。

諸支出金、償還金におきまして、123万円を増額補正するものであります。これは平成19年度の医療費の精算により発生する特定財源の償還金でございます。内訳といたしまして、大阪府負担金返還金98万9,000円、審査支払手数料交付金返還金24万1,000円となっております。

次に、前年度繰上充用金におきまして、3,878万7,000円を増額補正するものでございます。これは平成19年度の決算見込みにおきまして生じた歳入不足額を平成20年度の歳入で補てんする前年度繰上充用金でございます。

以上が補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより議案第45号「専決処分の承認を求める件(平成20年度岬町老人保健特別会計補正予算(第1次))」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致であります。よって、議案第45号は、原案のとおり承認することに決定しました。

谷本 貢議長 日程3、議案第46号「平成20年度岬町一般会計補正予算(第1次)の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

中口総務部長 日程3、議案第46号、平成20年度岬町一般会計補正予算(第1次)の件につきまして、概要を説明させていただきます。

今日の厳しい経済情勢を受けまして、本町の財政は引き続き極めて厳しい状況にあることから、今般の補正予算につきましては、緊急性の高い経費を中心に編成いたしております。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ802万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億2,802万1,000円とするものでございます。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、5ページから6ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

国庫支出金につきましては、256万4,000円を減額計上いたしております。内容といたしましては、住宅・建築物耐震改修等事業補助金281万6,000円を減額計上するとともに、既存住民基本台帳電算処理システム改修費交付金25万2,000円を増額計上いたしております。

府支出金につきましては、大阪府放課後児童健全育成事業補助金といたしまして、48万9,000円を計上いたしております。

寄附金につきましては、指定寄附といたしまして、児童福祉費寄附金10万円を計上いたしております。

繰入金につきましては、558万1,000円を計上いたしております。内容といたしましては、本補正予算に係る必要な財源を賄うべく、財政調整基金繰入金380万7,000円、淡輪財産区特別会計繰入金177万4,000円となっております。

諸収入につきましては、441万5,000円計上いたしております。内容といたしましては、火葬場管理運営に係る利益に対する納付金66万8,000円、海釣り公園納付金300万円、消防団員退職報償金74万7,000円となっております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

3ページをご参照願います。なお詳細につきましては、7ページから8ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

総務費につきましては、裁判員制度導入に係る候補者名簿調製システム改修委託料25万2,000円を計上いたしております。

民生費につきましては、放課後児童健全育成事業に係る指導員賃金及び研修参加負担金22万2,000円、子育て支援センターへの指定寄附に係る備品購入費10万円、合計232万2,000円を計上いたしております。

衛生費につきましては、産婦人科医療の充実を図るため、泉州広域母子医療センター運営事業負担金142万8,000円を計上いたしております。

消防費につきましては、35万1,000円を計上いたしております。内容といたしましては、消防団員退職報償金87万2,000円を増額計上する一方、阪南市岬町消防組合負担金52万1,000円を減額計上するものでございます。

諸支出金につきましては、公共施設の指定管理に係る納付金相当額を各種基金に積み立てるべく366万8,000円を計上いたしております。内容といたしましては、火葬場に係る納付金66万8,000円を公共施設整備基金、海釣り公園に係る納付金300万円を海釣り公園管理基金へそれぞれ積み立てるものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件は総務文教、事業、厚生各常任委員会へ付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教、厚生、事業各委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「平成20年度岬町一般会計補正予算(第1次)の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教、厚生、事業各委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教、厚生、事業各委員会に付託することに決しました。

谷本 貢議長 日程4、議案第47号「平成20年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2次)の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。企画部長、笠間光弘君。

笠間企画部長 日程4、議案第47号、平成20年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2次)の件につきまして、概要をご説明いたします。

議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額

は、第1表歳入歳出予算補正となっております。

今回の補正予算につきましては、歳入予算におきましては、款の金額が相互に増減しているものであり、また歳出予算につきましては、財源更正を行うものでございます。したがって、歳入歳出予算の総額に移動がないことから、補正後の金額は補正前の金額と同額の1,165万2,000円となっております。

歳入歳出予算の概要につきまして、ご説明いたします。

2ページを参照願います。なお、詳細につきましては5ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

まず、歳入予算につきましてご説明いたします。

諸収入につきましては、借受者からの繰上償還の申請に基づく貸付元利収入78万6,000円を計上いたしております。

町債につきましては、借換債78万6,000円を減額計上いたしております。当初予算編成時におきまして、公的資金補償金免除繰上償還制度に基づく対象事業債として、借換債78万6,000円を計上いたしておりましたが、さきに説明いたしました借受者への貸付金に充当しておりました地方債が、当初の借換債の対象事業債と同一のものであるため、同額を減額計上するものでございます。

次に、歳出予算につきましてご説明いたします。

公債費につきましては、歳入予算の費目間の金額移動に伴う財源更正となっております。

次に、3ページ、第2表地方債補正をご参照願います。

借換債の廃止に伴うもので、内容はごらんとおりとなっております。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「平成20年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2次）の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教委員会に付託することに決しました。

谷本 貢議長 日程5、議案第48号「平成20年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。住民部長、白井保二君。

白井住民部長 日程5、議案第48号、平成20年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）の件につきまして、ご説明いたします。

今回の補正予算は、国保ヘルスアップ事業の実施に係る経費について補正を行うものでございます。

それでは、補正予算の内容について、ご説明させていただきます。

予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ173万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億635万1,000円とするものでございます。

歳入予算の概要について、ご説明いたします。

予算書の2ページを、詳細につきましては4ページをあわせてご参照願います。

国庫支出金、国庫補助金として173万3,000円を増額補正するものであります。これは国保ヘルスアップ事業に充てるための特別調整交付金の補正であります。

次に、歳出予算の概要について、ご説明いたします。

同じく予算書の2ページを、詳細につきましては4ページをあわせてご参照願います。

保健事業費において、173万3,000円を増額補正するものであります。これは国保ヘルスアップ事業に係る経費を補正するものであり、ヘルスアップ事業につきましては、被保険者の生活習慣病対策を重点的に進め、個々の被保険者の自主的な健康増進及び疾病予防を図るため、平成17年度から実施いたしておりますが、本年度につきましては、特定健診の結果により、現

状の健康状況を放置し続けますと、近い将来、特定保健指導の対象となる可能性が高いと思われる方に対し、保健指導を行うものでございます。

以上が平成20年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託されるものと存じますが、よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定ではありますが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「平成20年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、本件については、厚生委員会に付託することに決しました。

谷本 貢議長 日程6、議案第49号「平成20年度岬町淡輪財産区特別会計補正予算(第1次)の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

中口総務部長 日程6、議案第49号、平成20年度岬町淡輪財産区特別会計補正予算(第1次)につきまして、概要を説明いたします。

議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ488万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,629万8,000円とするものでございます。

歳入歳出の予算の概要につきましてご説明いたします。

2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては4ページから5ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

まず、歳入予算につきまして、ご説明いたします。

財産収入につきましては、財産区財産払い下げに伴う土地売払収入382万3,000円を計上いたしております。

繰入金につきましては、財産区用地への進入路確保に伴う土地整理業務に充当する淡輪地区財産区基金繰入金として、106万6,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算につきましてご説明いたします。

財産費につきましては、土地整理業務に係る測量登記委託料106万6,000円を計上いたしております。諸支出金につきましては、382万3,000円を計上いたしております。内容といたしましては、歳入予算で計上いたしました土地売払収入のうち204万9,000円を淡輪地区財産区基金に積み立てを行うとともに、177万4,000円を一般会計に繰り出しを行うものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「平成20年度岬町淡輪財産区特別会計補正予算(第1次)の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教委員会に付託することに決しました。

谷本 貢議長 日程7、議案第50号「平成20年度岬町水道事業会計補正予算（第1次）の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。上下水道部長、末原光喜君。

末原上下水道部長 日程7、議案第50号、平成20年度岬町水道事業会計補正予算（第1次）の件について、ご説明させていただきます。

今般の補正予算につきましては、未収金の整理業務、検針業務、開栓・閉栓業務及びこれらの業務の問い合わせ等の対応、文書発送や手続などの処理業務を民間委託するもので、約3年間の業務委託契約を予定しております。そのうち本年度につきましては、10月から業務委託を計画しており、その6カ月分の費用といたしまして、1,342万9,000円を計上させていただいたものでございます。

予算書の1ページをご参照願います。なお、詳細につきましては2ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

第2条の収益的収入の事業支出のうち事業費の営業費用について、予算額1,342万9,000円を増額し、5億2,477万9,000円とするもので、未収金整理や検針業務等の業務委託費でございます。

以上、本補正予算の概要につきまして説明させていただきました。

なお、本件につきましては、事業委員会に付託されるものと聞き及んでおりますので、よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

谷本 貢議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。川端啓子君。

川端啓子議員 3点、ちょっと質問させてほしいと思います。

今回、こうして1,300万円少し補正予算で出てきてるんですけども、こうした大事なことはなぜ補正予算で出してくるのか。やはりこういったことは、もったきちとした計画を立てて、当初予算で出すべきものではないのかなということが1点と、それと、あと、ちょっと今回、こ

うした未収金整理でもって委託業務をするということで、よその市も聞いてみました。とりあえず阪南市の方に聞いてみたところ、阪南市は、未収金対策については、幹部職員で全庁的に夜間回っているということを聞きまして、それでもって成果が出てきているということを聞いています。当町でもそういうことは考えられないのかということと、それと、あと、もしこの予算きちっと通って執行したときに、どういった費用対効果があるということを考えているのか。この3点について質問します。

谷本 貢議長 上下水道部長、末原光喜君。

末原上下水道部長 川端議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の当初予算になぜ計上できなかったかという理由でございますが、未収金対策については、上下水道部として、水道の未収金対策及び下水道事業に係る未収金対策がございます。水道を独自で判断できる今回の補正予算の分と、下水道については一般会計の方からいろいろお金をいただいて事業運営をしております。したがって、一般会計の下水道事業の未収金に係る調整に時間を要したため、上下水道部といたしましては、当初予算を計画しておりましたが、この調整に時間を要しましたので、今回、補正させていただきました。

それと、2点目の阪南市の状況、議員の方が調べたと聞いておるんですが、うちの方で、水道事業に係る滞納整理、今回提案させていただいております検針業務、閉開栓、窓口業務、集金、私の調べたところでは、阪南市につきましては、すべて水道事業に関しては業務委託をしております。議員ご指摘の税金の徴収とか、それについては幹部職員も巻き込んで対応していると聞き及んでおります。

3点目の費用対効果の件でございますが、未収金については、現在、過年度から、昭和59年度からの未収金、総額で1億2,300万円余りの未収金がございます。今回、水道の対象としたしておりますのは、18年、19年度分の未収金ということで、約3,900万円が水道としては対象になると。先ほどの1億二千数百万円につきましては、督促等の手続は基本的にはできませんが、いろいろ問い合わせをすることによって、一部でも回収したい。これによって、将来的な未収金を発生させないような形で対応していきたいと考えております。

以上です。

谷本 貢議長 川端啓子君。

川端啓子議員 今、阪南市の状況が、私の調べたのと食い違っております。阪南市は、一部委託もしてるけども、未収金については、全庁的に幹部職員が夜間やっているというのを聞いたんですけど。この点、もう一度、また調べまして、うちも今回これについては事業委員会できちっと

審議される。うちも会派で鍛冶議員が事業委員会へ入ってますので、それまでにきちっと調べて、また、鍛冶議員の方からしてもらおうようにします。

また、それとともに事業委員会で細かく審議していただきたいです。そうでないと、この厳しい財政状況のときに、なぜこういった大きな補正予算を組まれるか。本当にこれをもって、そうしたきちとした費用対効果があるのかというところを私たちも定めなければ賛成するわけにもいきませんし、それで、今言う未収金についても、もっときめ細かく、本当に納得できるようなきちっと資料を、理事者としては提出して、事業委員会をしていただきたいなということで、私はこれをもって質疑は終わっておきたいと思います。

谷本 貢議長 他に質疑ございませんか。和田勝弘君。

和田勝弘議員 私も川端議員の意見と同じですけど。とりあえず未収金対策に、これはちょっと金額が大き過ぎるんじゃないかと思うんですけど。金額は言っていないのでわからないんですけど、この検針については、当初予算で183万円ほどついているんです。未収金対策費、もし委託するから金額は言えないと言うたら何ですけど、未収金対策費に幾らぐらいをもってするのか、もし言ってもらえるなら言っていたきたいんです。普通で言えば、千三百何ぼか要るんかと、私は思っているんですけど。当初予算で、検針のが183万円ほどいってるんで、それに検針にまだこの上に乗せるのかなと思うんですけど、とりあえず未収金について幾らぐらいしているんか。

谷本 貢議長 上下水道部長、末原光喜君。

末原上下水道部長 和田議員のご質問にお答えさせていただきます。

今ちょっと金額が、検針業務、うちの方は、例年、七百数十万円かかっておったんですが、2年に1回の検針業務になりましたので、約370万円程度ということで、今回予定しております。そのうち、今回は6カ月分ということで、1,300万円ほど計上させていただいているんですが、年間に直しますと、約その倍、当然かかります。そのうち大体、未収金については、これからプロポーザル方式をもって契約をしていくわけなんですけど、大体4人ぐらいの人が経理にかかっていくと。町の職員の平均給与で換算しますと、約2,600万円ぐらいが、年間としてかかる。だから、今回のうち、検針業務自身は非常に少ない業務になっております。だから、滞納整理が主ということでご理解いただきたいと考えております。

以上です。

済みません。私、検針業務につきましては、2カ月に1回ということで、先ほど2年に1回と誤った表現しましたので、2カ月に1回と訂正させていただきます。

以上です。

谷本 貢議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「平成20年度岬町水道事業会計補正予算(第1次)の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、本件については、事業委員会に付託することに決しました。

谷本 貢議長 お諮りします。

日程8、議案第51号「新たに生じた土地の確認の件」及び日程9、議案第52号「町の区域の変更の件」の2件については、一括議題にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、本2件については、一括議題にすることに決定しました。

本2件について、提案理由の説明を求めます。事業部長、松永英三君。

松永事業部長 日程8、議案第51号、新たに生じた土地の確認の件について、ご説明いたします。

提案理由といたしましては、深日漁港修築事業に係る公有水面埋立てに関する工事の竣工認可の通知がありましたので、地方自治法第9条の5第1項の規定により、この土地を確認するため、議会の議決を求めますのでございます。

場所につきましては、大阪府泉南郡岬町深日2893番31から2969番に至る地先公有水面でございます。位置につきましては、裏面の地図をご参照ください。

面積につきましては、1万154.98平方メートルでございます。

続きまして、日程9、議案第52号、町の区域の変更の件について、ご説明いたします。

提案理由といたしましては、大阪府の公有水面埋立てにより、岬町深日2893番31から2969番に至る地先に新たに生じた土地を岬町深日区域に編入するため、地方自治法第260条

第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

場所につきましては、大阪府泉南郡岬町深日2893番31から2969番に至る地先でございます。位置につきましては、裏面の地図をご参照ください。

面積につきましては1万154.98平方メートルでございます。

本2件につきましては、事業委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本2件については、事業委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「新たに生じた土地の確認の件」及び「町の区域の変更の件」の2件については、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、本2件については、事業委員会に付託することに決しました。

谷本 貢議長 日程10、議案第53号「動産買入れ契約締結の件(CD-型消防ポンプ自動車の買入れ)」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

中口総務部長 日程10、議案第53号、動産買入れ契約締結の件(CD-型消防ポンプ自動車の買入れ)について、ご説明いたします。

なお、お手元に参考資料として、CD-型タイプの消防ポンプ自動車並びに入札執行状況を配付させていただいておりますので、ご参照願います。

CD-型消防ポンプ自動車の買入れに当たりまして、動産買入れ契約を締結したいので、

地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この指名競争入札につきましては、5月12日、入札を執行いたしました。参考資料として、お手元の写真及び入札調書を配付しております。よろしく申し上げます。

なお、入札の方法といたしましては指名競争入札で、契約金額1,795万5,000円、うち消費税及び地方消費税85万5,000円でございます。契約の相手は、大阪市生野区小路東五丁目5番20号、株式会社モリタ大阪支店、支店長 平田隆吉でございます。

この消防車は、多奈川第1分団に配備するために購入するもので、文化センター横の消防車庫に納車いたします。納車期日につきましては、平成20年10月1日をめどに納車することとなっております。

以上でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。中原 晶君。

中原 晶議員 消防ポンプ車の更新ということで、消防ポンプ車につきましては、住民の生命と財産を守るという点で大切な役割を果たしてもらふんだというふうに考えております。

事前にお聞きしたところ、更新につきましては計画的に更新等、廃車も含めて、計画的に行っているということでお聞かせいただいております。その上で、今回の多奈川第1分団に配備されていた車両を更新されるということをお聞きしまして、入札の調書につきましても資料をご提示いただいたところであります。

2点ほどお聞きしたいんですけども、1点につきましては、この車両につきましては、昨年の10月に車検を行っておると、そのようにお聞きしております。素朴な疑問なんですけれども、一般家庭で考えてみますと、次の年に買いかえるという車両について、車検を前年に行って、次の年に購入を予定していると、買いかえを予定しているというものについて、前年度に車検を受けて、次の年に買いかえるというのは、一般の家庭の感覚から見ると不経済なんです。今後の予定の中でもそのような予定が組まれておるところが見受けられましたけれども、それは一般家庭の感覚で言うと、そうなりますけれども、消防ポンプ車というのは特殊な車両でもありますので、こういう事態になるのかなとも思うんですが、そのあたりについてご説明をいただければなというのが1点であります。

それから、もう1点、入札についてお聞きしたいと思います。このたびは物品の購入につきましても、こういった形で入札の調書をいただいたところでありますが、お聞きしたところ、物品については、岬町においては公表していないということをお聞きしております。今のところ、土木、

建築について公表しておるといふことでもありますので、この物品の購入についても公表していくべきではないかなというふうに考えるんですけども、そのあたりについてもお考えをお聞かせいただければと思います。

以上、2点です。

谷本 貢議長 亀崎課長。

亀崎総務部危機管理課長 ただいま中原議員のご質問の1点目の車検の件について、お答えしたいと思います。

消防車両については、2年に1回、車検がございます。この車両については、昨年10月に車検しております。ただし、車両については、既に16年経過しております。車両も古いんですけども、ポンプ自体が機能低下しております。車検したところ、車両は大丈夫でしたんですけども、ポンプ機能が低下して、住民さんの生命・財産を守るのに、緊急時対応できないということで、当初予算で計上させていただきました。

以上でございます。

谷本 貢議長 総務部副理事、南 康明君。

南総務部副理事兼総務法制課長 中原議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

現在、入札につきましては、土木、建築の部分については、下の情報公開コーナーで、そこで示しております。それで、物品の購入につきましては、今まで情報公開コーナーでの公表はしていませんでした。今後、入札に係る透明性の確保という点におきまして、物品の部分につきましても公表していくような方向で、できるかどうか検討してまいりたいと思っております。

以上です。

中原 晶議員 2点目の入札にかかわることで、今、物品についても情報公開コーナーで公表していく方向で検討していきたいということがご答弁いただいたところでもありますけれども、近いところで、阪南市や泉南市に問い合わせしてみたところ、物品についても公表しているということでありましたので、入札については、やはり税金を納めていただいている住民の皆さんの目から見て、明瞭で公正であると。かつ住民の皆さんに利益になるような運用を図るよう、これまでも一定の努力はされてきたと思いますけれども、より一層改善を試みていただきますように、ご要望いたします。

以上です。

谷本 貢議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 これでは質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより議案第53号「動産買入れ契約締結の件(CD-型消防ポンプ自動車の買入れ)」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致であります。よって、議案第53号は可決されました。

谷本 貢議長 日程11、議案第54号「工事請負契約中変更の件((仮称)小島浄化センター新築工事)」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

中口総務部長 日程11、議案第54号、工事請負契約中変更の件((仮称)小島浄化センター新築工事)について、ご説明いたします。

提案理由といたしましては、本工事は、現在施工中ですが、工事内容の一部変更により、契約金額の変更が生じたため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

本工事については、平成19年6月22日、議決に係る小島浄化センター新築工事の請負契約の一部を変更する契約を次のとおり締結するものでございます。

契約金額、変更前でございますが2億6,775万円、うち消費税及び地方消費税が1,275万円を、変更後2億6,897万1,150円、うち消費税及び地方消費税が1,280万8,150円に変更するものでございます。

契約の相手は、大阪府泉南郡岬町淡輪5746番地の27、志真建設株式会社南大阪支店、常務取締役支店長 辻井宏貴でございます。

変更の内容につきましては、お手元の別紙資料番号1の参考資料をご参照ください。表は工事位置図と工事概要を、裏面につきましては変更に係る工事内容を示した概略断面図となっております。工事内容の変更といたしましては、当該浄化センター建設に当たりまして、当初設計では地質調査結果により、施設の埋め戻し及び盛土につきましては、現場の掘削発生土によるものと

しておりましたが、掘削を行ったところ、掘削土の一部に概略断面図の黄色で示したところがございますが、大きさが系が30センチを超える玉石が多数混在しており、埋め戻し及び盛土として利用することはできないことから、経済性を考慮いたしまして、系が30センチを超える玉石を破碎しまして、再生利用することとしたものでございます。

なお、破碎して再生しない場合、どうなるかということで、埋め戻し及び盛土として利用できないため、残土処分となり、その分の購入土が必要となり、経済比較では、破碎再生が安価であるということとなったものでございます。

よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより議案第54号「工事請負契約中変更の件(仮称)小島浄化センター新築工事」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致であります。よって、議案第54号は可決されました。

お諮りします。暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定しました。

暫時休憩します。再開は11時10分からであります。

(午前11時01分 休憩)

(午前11時10分 再開)

谷本 貢議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

谷本 貢議長 日程12、議案第55号「岬町立集会所条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

中口総務部長 日程12、議案第55号、岬町集会所条例の一部を改正する件」につきまして、ご説明いたします。

平成19年度の集会所整備によりまして、中孝子集会所が供用開始いたしております。この集会所を公の施設として位置づける必要があるため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

第2条は集会所の位置を規定いたしておりまして、同条に今回建設した中孝子集会所を追加するものでございます。

なお、集会所の名称は、地元自治区との協議によりまして、中孝子集会所と決定したものでございます。

また、今後の既設の集会所の取り扱いにつきましては、集会所の名称、集会所の所有権等が確定するなど、必要に応じて条例化を実施したいというふうに考えております。

以上が岬町集会所条例の一部を改正する件でございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町立集会所条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。これにご議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教委員会に付託することに決しました。

谷本 貢議長 日程 13、議案第 56 号「岬町税条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。住民部長、白井保二君。

白井住民部長 日程 13、議案第 56 号、岬町税条例の一部を改正する件について、ご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、同法の改正内容に準じ、本条例に所要の改正を行うものでございます。

今回の主な改正内容につきましては、住民税関係では、個人住民税における寄附金制度の拡充を、上場株式等に係る譲渡所得及び配当所得に係る課税の特例の見直しを、公益法人制度改革に伴う見直しを、公的年金から個人住民税を特別徴収する制度の導入などにつきまして、また、固定資産税におきましては、省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の創設などにつきまして、その他の改正といたしましては、本条例の附則を国が定める標準的な条例案、通称準則と呼ばれておりますけれども、これにあわせるため、附則の全部改正を行っております。

なお、今回の改正は、議案書及び新旧対照表をごらんのとおり、改正内容及び改正箇所が多岐にわたっておりますので、改正内容等の説明につきましては、議案書とあわせて送付いたします「岬町税条例の一部を改正する条例（案）の概要」により、その内容を説明させていただきます。

それでは、概要の 1 ページをご参照願います。

1 番目の改正は、個人町民税に係る寄附金税制の拡充でございます。

(1) につきましては、寄附金控除の適用対象に、所得税において寄附金控除の適用対象となる寄附金のうち住民の福祉の増進に寄与する寄附金で、本町が条例で定めるものとして、日本赤十字社及び共同募金会への寄附金を第 34 条の 7 において規定いたしております。

あわせまして、現行の所得控除方式を税額控除方式に改めるとともに、適用対象寄附金に係る控除率を府民税 4%、町民税 6% とし、府が条例で定める寄附金については府民税から、町が条例で定める寄附金については町民税から、それぞれ税額控除することといたしております。

また、寄附金控除の控除対象限度額を総所得金額等の 25% から 30% に引き上げるとともに、寄附金控除の適用下限額を 10 万円から 5,000 円に引き下げております。

次に、(2) におきましては、地方公共団体に対する寄附金税制の見直しであります。これは、ふるさと納税の仕組みを寄附金制度の見直しにより導入しようとするものでありまして、具体的

には、府または町に対する寄附金について、さきの税額控除の適用に加えまして、当該寄附金が5,000円を超える場合、その超える金額に90%から寄附を行ったものに適用される所得税の限界税率を控除した率を乗じて得た金額の5分の2を府民税から、5分の3を町民税からそれぞれ税額控除することといたしております。ただし、寄附を行った者の所得割の額の100分の10に相当する金額を限度といたしております。

次に、(3)といたしまして、寄附金制度の見直しは、平成21年度以降の町民税について適用することといたしております。

2番目の改正は、上場株式等に係る譲渡益・配当に対する軽減税率の廃止及び損益通算範囲の拡大に関する改正でございます。

(1)は、上場株式等の譲渡所得等に関する課税の特例を廃止するなどの改正でございまして、平成20年12月31日をもちまして、上場株式等の譲渡所得に係る軽減税率を廃止することといたしております。また、これには特例が設けられておりまして、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に行われます上場株式等の譲渡に係る譲渡所得等の金額のうち500万円以下の部分の税率につきましては、引き続き軽減税率が適用されます。

次に、源泉徴収口座におけます特別徴収税率の特例につきましては、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間の源泉徴収口座におけます上場株式に係る譲渡所得割の特別徴収税率は、軽減税率が適用されることとなっております。

引き続き2ページをご参照願います。

次に、(2)でございます。上場株式等に係る配当所得に係る課税の特例の廃止などの改正でございまして、個人が支払いを受けるべき上場株式等の配当等に係る配当割の税率につきましては、平成20年12月31日をもって軽減税率を廃止することといたしております。

また、特別徴収税率の特例措置が設けられておりまして、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に個人が支払いを受けるべき上場株式等の配当等に係る配当割の特別徴収税率は、軽減税率が引き続き適用されます。

次に、上場株式等に係る配当所得の申告分離選択課税が創設されまして、所得割の納税義務者が、平成21年1月1日以後に支払いを受けるべき上場株式等の配当等を有する場合におきまして、当該上場株式に係る配当所得につきましては、当該納税義務者が、町民税3%、府民税2%の軽減税率による申告分離課税を選択することができるとなっております。

また、上場株式等に係る配当所得の申告分離課税を選択した場合には、その税率の特例措置が設けられておりまして、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に支払いを受

けるべき上場株式等に係る配当についての申告分離課税を選択した場合におけます当該上場株式に係る配当所得金額のうち100万円以下の金額については、軽減税率が引き続き適用されます。

次に、(3)におきましては、上場株式等に係ります譲渡損失の損益通算の特例を創設する改正でございます。資料に記載のとおり、上場株式等に係る譲渡損失の金額を上場株式等に係る配当所得の金額から控除する損益通算の特例の創設を、また、源泉徴収選択口座内配当等の額から上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除して、税額を計算する特例が創設されたところでございます。

次に、3ページをお開き願いたいと思います。

3番目は、公益法人制度改革に伴います改正でございます。これは現行の公益法人制度を抜本的に見直すために検討が進められまして、その検討結果を踏まえまして、公益法人制度改革関連三法案が国会で成立し、公布されたことに伴います税条例の改正でございます。

改正の内容につきましては、(1)におきまして、法人住民税、(2)におきまして、固定資産税に係る見直しでございます。

まず、法人町民税均等割におきましては、公益社団法人、公益財団法人並びに一般社団法人、一般財団法人に対して均等割の最低税率を適用すること。また、学術の研究を目的とする公益社団法人及び公益財団法人が収益事業を行わない場合は、非課税とすることといたしております。

次に、今回の見直しにあわせまして、法人でない社団及び財団で、収益事業を行わないものにつきましては非課税とすること。また、人格のない社団、公益法人など資本金の額、出資金の額を有しない法人について均等割を課す場合には、最低税率を適用することといたしております。

次に、法人町民税法人税割におきましては、法人税における取り扱いを踏まえまして、公益社団法人、公益財団法人について、収益事業課税とするなど所要の改正を行ったところでございます。

(2)は、固定資産税に関する見直しでございます。公益社団法人、公益財団法人が設置する施設については、旧民法第34条の法人が設置するものと同様に、引き続き非課税とすることといたしております。

また、一般社団法人、または一般財団法人に移行した法人が設置する施設で、移行の日の前日において非課税とされたものについて、平成25年まで、引き続き非課税措置を継続することといたしております。

また、これらの改正につきましては、一般社団法人及び財団法人に関する法律の施行日でございます。平成20年12月1日から適用することといたしております。

次に、4番目が、公的年金から個人住民税を特別徴収する制度の導入でございます。

(1)におきまして、特別徴収の対象者は、個人住民税の納税義務者のうち、前年度中に公的年金等の支払いを受けた者であって、当該年度の初日において、国民年金法に基づく老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の者を対象といたしております。

ただし、老齢等年金給付の年額が18万円未満である者、また、当該年度の特別徴収税額が老齢年金等の年額を超える場合にあっては、特別徴収の対象といたしておりません。

4ページをお開きください。

(2)でございます。特別徴収の対象税額は、公的年金等に係る所得に係ります所得割額及び均等割額でございます。

(3)におきましては、対象の年金につきましては老齢等年金給付と。

また、(4)におきましては、特別徴収義務者については、老齢等年金給付の支払いをする者といたしまして、年金保険者は老齢等年金給付の支払いをする際に徴収した税額を翌月10日までに市町村に納入する義務を負っております。

(5)におきましては、通知義務を課してございます。

(6)におきましては、徴収の方法でございますけれども、4月から9月までの間の老齢等年金給付の支払いの際に、それぞれ前年度の2月において特別徴収の方法により徴収された額に相当する額を、10月から3月までの老齢等年金給付の支払いに際しては、公的年金等から既に徴収した個人住民税を控除した額の3分の1に相当する額を老齢等年金給付から特別徴収の方法により徴収することといたしております。

また、新たに特別徴収の対象となった方につきましては、4月から9月の間につきましては、公的年金等に係ります個人住民税の2分の1に相当する額については普通徴収の方法によりまして、また、10月から翌年の3月までの間におきましては、年金給付から既に徴収いたしました普通徴収に係ります額を控除した額の3分の1に相当する額を年金から特別徴収する方法といたしております。

(7)におきましては、特別徴収制度は、平成21年10月以後に支払われる年金から実施されるところでございます。

次に、5番目は、その他の住民税の改正でございます。 (1)におきましては、個人住民税におけます住宅借入金等特別税額控除について、納税通知書が送達されるまでに申告書が提出された場合でも、町長がやむを得ない理由があると認めるときには、税額控除を適用できることといたしております。

概要の5ページでございます。

(2)におきましては、肉用牛の売却に係ります農業所得の個人住民税の課税の特例につきまして、一部見直しを行いまして、その適用期限を平成24年まで延長することといたしてございます。

6番目につきましては、固定資産税関係の改正でございまして、(1)におきまして、平成20年1月1日現在にある住宅で、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に一定の省エネ改修工事、すなわち窓、床、壁、天井の断熱改修工事を行い、当該工事に要する費用が30万円以上である工事をいいますが、この改修工事を行った住宅について、改修工事を完了した年の翌年度に限り、当該住宅に係る固定資産税の税額、1戸当たり120平米相当分までが限度でございますけれども、その3分の1を減額する制度が創設されました。この減額を受けようとする納税義務者は、改修後のそれぞれの箇所が省エネ基準に適合することとなった証明書を添付いたしまして、改修後3カ月以内に市町村に申告しなければならないとなっております。

(2)におきましては、新築住宅に係る固定資産税について、最初の3年度分、中高層耐火住宅については5年でございますけれども、その税額の2分の1、120平米相当分の税額が対象となりますけれども、それを減額する制度の適用期限を平成22年3月31日まで延長することといたしております。

最後に、その他の改正でございます。(1)では、特別土地保有税におきまして、独立行政法人緑資源機構等の見直しに伴いまして、所要の改正を行ったところでございます。

(2)では、今後の税条例の改正を円滑に行うため、本条例の附則第3条から第22条までの条項番号を国が定めます標準条例規定、先ほど言いました準則でございますけれども、その準則と同一番号とする改正を行っております。

なお、今回の附則の改正は、平成20年度の税制改正の内容を除き、納税者にとって新たな負担を伴う内容は含まれておりません。

以上が本条例の改正内容の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託されるものと存じますが、よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町税条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、本件については、厚生委員会に付託することに決しました。

谷本 貢議長 日程14、議案第57号「岬町手数料条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。住民部長、白井保二君。

白井住民部長 日程14、議案第57号、岬町手数料条例の一部を改正する件について、ご説明申し上げます。

提案理由といたしまして、戸籍法の改正に伴います地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、岬町手数料条例に所要の改正を行うものでございます。

まず、今回の条例改正の背景となります戸籍法の改正内容について、ご説明させていただきます。

改正の第1点目は、戸籍法第10条におきまして、「何人も戸籍謄本等の交付を請求することができる」と規定しておりましたが、個人情報保護の観点から、第10条に規定する「何人」から「戸籍に記載されている者」に制限する改正が行われました。

また、新たに戸籍に記載されている者以外の者、すなわち役所からの公用請求、また弁護士、司法書士などの8業種からの戸籍謄本等の交付を請求することができる例外を規定する第10条の2が追加する改正が行われております。

第2点目の改正は、戸籍が磁気ディスクをもって調製されている場合、戸籍謄本等の交付を請求することについて規定する第117条の4が、今回の改正により、第120条に移行する改正が行われたところでございます。

また、第3点目は、新たに統計の作成、学術の研究であって、公共性が高く、その目的を達成するため戸籍に記載した情報が必要と認められる場合、戸籍に記載した情報を提供できる旨を規

定いたします第126条が、追加したことによる改正でございます。

こうした戸籍法の改正を踏まえまして、手数料条例の改正内容について、ご説明申し上げたいと思います。

議案書の裏面を、また別冊の新旧対照表もあわせてご参照願います。

第2条は、手数料を徴収する事項、単位及び金額を定めており、第2条第4号から第8号は、戸籍法に基づく戸籍の謄本、抄本及び戸籍に記載されている事項の証明書の交付について規定しております。

第2条第4号から第8号において、戸籍法第10条の次に第10条の2第1項から第5項及び第126条を追加するとともに、第117条の4を第120条に改めるものでございます。

附則におきまして、この条例は公布の日から施行することといたしております。

以上が本条例の改正内容でございます。

本件につきましても、厚生委員会に付託されるものと存じますが、よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町手数料条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、本件については、厚生委員会に付託することに決しました。

谷本 貢議長 日程15、議案第58号「岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する

件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

中口総務部長 日程15、議案第58号、岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、本年3月26日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、本条例に所要の改正を行うものでございます。

次のページに新旧対照表等を添付しておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

改正の内容といたしましては、本条例第5条第3項中、200円を217円に改めるというものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、この改正後の岬町消防団員等公務災害補償条例の規定は、平成20年4月1日から適用することとしております。

また、経過措置といたしまして、改正後の第5条第3項の規定は、平成20年4月1日以降に支給すべき事由の生じた損害補償並びに平成20年4月分以降の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同年3月分以前の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金については、なお従前の例によるというものとするものでございます。

以上です。

なお、本件は、総務文教委員会に付託と聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。これ

にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教委員会に付託することに決しました。

谷本 貢議長 日程16、議案第59号「固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長、石田正弘君。

石田町長 日程16、議案第59号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件について、ご説明申し上げます。

現在、固定資産評価審査委員会委員の西田 修氏が、平成20年6月17日をもって任期満了となり、ご退任の意向でございます。同氏の後任といたしまして、戸口万壽美氏の選任について、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

戸口万壽美氏の経歴は議案書裏面に掲載しておりますので、ご参照ください。

以上、よろしく願い申し上げます。

谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件について、質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は、人事に関することですので、委員会付託及び討論を略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。

これより議案第59号「固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件」を起立により採決します。

本件は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致であります。よって、議案第59号は、これに同意することに決定しま

した。

谷本 貢議長 お諮りします。

日程17、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件」及び日程18、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件」の2件を一括議題にしたいと思いを。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、日程17、諮問第1号、日程18、諮問第2号の2件を一括議題とすることに決定しました。

本2件について、提案理由の説明を求めます。町長、石田正弘君。

石田町長 日程17、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件について、ご説明申し上げます。

人権擁護委員 坂原博幸氏は、平成20年9月30日をもって任期満了となりますので、同氏を人権擁護委員の候補者として再推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

続きまして、日程18、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件でございます。

人権擁護委員 辻口恵津子氏は、平成20年9月30日をもって任期満了となります。同氏はご退任の意向でございますので、同氏の後任として、辻川夫美子氏を人権擁護委員の候補者として推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

なお、両氏の経歴につきましては資料の裏面に掲載しておりますので、それぞれご参照いただきたいと思いを。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本2件について、質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本2件は、人事に関することですので、委員会付託及び討論を略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。

これより諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件」を起立により採決します。

本件は、これに適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

辻下正純議長 満場一致であります。よって、諮問第1号は、これを適任とすることに決定しました。

これより諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件」を起立により採決します。

本件は、これに適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

辻下正純議長 満場一致であります。よって、諮問第2号は、これを適任とすることに決定しました。

谷本 貢議長 日程19、報告第1号「平成19年度岬町漁業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件」について、報告を求めます。

上下水道部長、末原光喜君。

末原上下水道部長 日程19、報告第1号、平成19年度岬町漁業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件につきまして、ご説明させていただきます。

本件は、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものでございます。

繰越事業といたしましては、(仮称)小島浄化センター整備事業であり、翌年度繰越額7,930万円となっております。繰越理由といたしましては、本工事の工事進捗に当たり、隣接する大阪府発注の工事との調整に時間を要したため、年度内に平成19年度分の出来高完成が困難となりました。そのため繰り越したものでございます。

財源内訳といたしましては、既収入特定財源が405万5,000円、未収入特定財源といた

しましては、府支出金5,154万5,000円及び地方債2,370万円となっております。

以上でございます。

谷本 貢議長 上下水道部長の報告が終わりました。

ただいまから質疑を受けます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

これをもって、平成19年度岬町漁業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件」を終わります。

谷本 貢議長 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。

各常任委員さんには、委員会付託分の審議について、よろしくお願いします。

次の会議は、6月20日午前10時から開催予定の全員協議会終了後、会議を開きますので、ご参集くださいますよう、よろしくお願いいたします。

どうもご苦労さまでした。

(午前11時47分 散会)

以上の記録が本町議会平成20年第2回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成20年6月4日

岬町議会

議 長 谷 本 貢

議 員 竹 内 邦 博

議 員 川 端 啓 子